

子どもとしての権利

私は自分の年代にも深く関わりがある問題を知り、人権について考えてみました。

「人権」と聞くととても難しい響きで私の日常の中にはなかなか出てこない言葉です。しかし「人としての権利」と言い換え考えてみると、人はみな平等ということなのではないかと思えます。

私は最近、「ヤングケアラー」という言葉を知りました。障害や病気の家族がいて、年齢に見合わない重い責任や負担を負い、本来当たり前に行えること、例えば部活や勉強、友達との時間を確保することができない子供を指す言葉です。

昔は何世帯もが一緒に暮らす、いわゆる大家族が多かったと聞きます。そのような場合、高齢の家族のお世話を子供が行うことも多かったと思えます。しかしフォローしてくれる家族が他にもいるので、子供が自分の勉強の時間が取れないほどの負担を背負うことにはならなかったのではないかと感じます。

私の家は母子家庭の四大家族です。兄とは十歳、姉は八歳離れています。祖母や伯父とは一緒に暮らしていません。母は記憶をさかのぼってみても、ずっとフルタイムで働いていました。そのため、保育園や小学校から帰った後など、食事の用意に追われている母の代わりに、兄や姉が私の面倒を見てくれていました。土曜日も母が仕事の時は、兄と姉が部活後にずっと一緒にいてくれたので寂しい気持ちにはなりません。しかし今考えてみると、兄や姉の性格のおかげで成り立っていただけなのではないかとも思うのです。兄は明るく何でも口に出すので、私の面倒を見なければならぬ時は友達に、「今日妹が一人になっちゃうから。」と事実を口にし、周りの友達も「じゃあ真生も一緒に家で遊ばばいいよ。」という流れになりいつも兄の友達と一緒に遊んでいました。また、姉も外に出かけるより、家に友達を呼ぶことが多かったので、バレーボールやギターを教わったりして過ごしていました。今の私は友達との会話の中で、家の事を相談したり、家の事をするために早く帰ることはありません。もし私に妹や弟がいても、私がしてもらったようにできるのかと想像してみましたが、自分の時間も欲しいし、友達とおしゃべりをして帰りが遅くなることも楽しいので負担に感じてしまうと思えます。そう考えると、兄と姉には本当に感謝しています。

令和三年三月に文部科学省と厚生労働省から発表された「ヤングケアラーの実態に関する調査結果」によると、中学二年生の約十七人に一人がヤングケアラーだったそうです。だが実際には、自分がヤングケアラーだと自覚している子供

は約二パーセントしかいないというのです。自分がするしかない、どこに相談したらいいかもわからない。と心身共に追い詰められている子供たちが沢山いるのではないかと想像できます。

幼い兄弟の面倒を見る他にも、高齢の家族の介護も考えられ、睡眠が十分に取れない、自分の時間が取れない、宿題や課題ができていない、授業中に居眠りをしてしまう、交友関係が築けず孤独を感じる、など沢山の問題が出てきます。家の生活の為に進路をあきらめて働く道を選ぶ人もいるかもしれません。子供を家庭の介護力とするのではなく、病気の親、高齢の祖父母、幼い兄弟の世話をサポートしてくれる福祉が必要だと感じます。学校、行政が困っている家庭の情報を共有し、子供が当たり前で生活できる権利を確保できるような社会になって欲しいです。

今高崎市でも「高崎市の子どもは高崎市で守る」という考えのもと、ヤングケアラーSOS という事業が始まろうとしているそうです。家族のことはとてもデリケートな問題なので、実際には声を上げる子供も少ないかもしれません。しかしヤングケアラーという言葉がもっと世間に認知され、浸透していけば、困ったときはここに相談すればいいのだ、と子供が気軽に動けるようになると思います。

ヤングケアラーに該当する人が困っている時に、精神的、身体的にフォローしてもらおうことで、気持ちが落ち着いたり、安心することができ、大切な家族をずっと大切に思うことができるよう、この事業に期待しています。子供が当たり前で学び、運動でき、学校には楽しいことも、辛いこともあるけれど、平等に学校に通え、家に帰ってからもフォローしてくれる人がいることで、学ぶ時間を確保できる。そういう優しい社会になって欲しいです。私も知識や情報を得て、周りで困っている人がいたら、こういう制度があるよ、と教えられるようにしていきたいです。